

平成 24 年 4 月
東京税関業務部

各 位

包括許可制度の見直し等について

経済産業省において、包括許可制度の見直し等通達の整理・統合が行われておりますのでお知らせします。

○ 包括許可制度の見直し（包括許可取扱要領の改正 平成 24 年 7 月 1 日施行）

1. 全体の概要

(1) 包括許可制度関連通達の整理・統合

「包括許可について（運用のための輸出注意事項）」「包括許可の手続等について（お知らせ）」が廃止され、「包括許可取扱要領」として一本化されます。

(2) 適用対象地域の見直し

輸出令別表 3 の 2 及び同表 4 に掲げる地域（経由する場合も含む）が包括許可の対象から除外されます。

(3) 仕向地・貨物マトリックスの整理

地域カテゴリが個別申請における表記と統一されます。（例：い地域など）

2. 一般包括許可

仕向地をホワイト国に限定した貨物及び役務に係る一般包括許可が新設されることから、貨物についての一般包括許可の種類は、一般包括輸出許可と特別一般包括輸出許可になります。

(1) 一般包括輸出許可（別表 3（ホワイト国）向けの包括許可）

- ・ 仕向地をホワイト国に限定した電子申請・電子許可のみの包括許可の新制度です。
- ・ 適用範囲は「包括許可取扱要領 別表 A」において「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出です。

(2) 特別一般包括輸出許可（包括対象全地域（非ホワイト国を含む）向けの包括許可）

- ・ 現行の一般包括輸出許可は、本年 7 月 1 日から当該許可の有効期限まで、特別一般包括輸出許可とみなします。（経過措置）
- ・ 適用範囲は「包括許可取扱要領 別表 A」において「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出です。

3. 特定包括許可、特別返品等包括許可、特定子会社包括許可

経済産業省 HP でのご確認をお願いします。

○ その他の通達の見直し

規制対象貨物等の輸出許可申請等にあたっては、輸出者等は関連通達に従って許可申請等を行うこととされておりますが、これらの通達に所要の見直しが行われておりますので経済産業省HPでのご確認をお願いします。

(改正通達)

- ①輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- ②電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
- ③電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について
- ④輸出貿易管理令の運用について
- ⑤外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- ⑥大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
- ⑦特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について
- ⑧輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について
- ⑨輸出管理内部規程の届出等について
- ⑩電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて
- ⑪電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について
- ⑫税関における包括許可の確認方法について
- ⑬直線軸位置決め精度の申告値について

①～⑨及び⑬は、平成24年4月1日施行(②～⑤及び⑨の一部は、平成24年7月1日施行)

⑩～⑫は、平成24年7月1日施行

①の通達は、改正後においても、改正前の通達による手続が平成24年6月30日まで認められる。

<参考>経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09.html#038>

問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課

電話：03-3501-2801

(輸出他法令の通関について)

東京税関 業務部 通関総括第4部門 電話：03-3599-6341